ID:　190

担当部署:　市民生活部 市民室 人権・男女共生課

処分の概要	退館命令等
例規名 根拠条項	芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例　第6条
例規番号	平成24年条例第38号

【根拠条文】

（使用の制限）

第6条　市長は、男女共同参画センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、男女共同参画センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。

(1)　公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2)　建物、設備、機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3)　営利行為を目的とするとき。

(4)　男女共同参画センター設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日